販路開拓支援事業（坂井市商工会商業部会）

広告宣伝等支援助成金　実施要綱

１．目的

前向きな経営に取組む会員事業所が実施する新たな販路開拓の取組みの経費の一部を助成することにより、地域の雇用や産業を支える事業者の持続的発展を支援し、地域内の商業振興を図ることを目的とします。

２．助成対象者

坂井市商工会　会員事業者（商業部会）

３．助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（１）から（４）に掲げる要件をいずれも満たす取り組みとします。

（１）自社の商品・サービスの販路開拓のために、広告宣伝または販売促進もしくはその両方（以下「広告等」という）を行う事業であること

（２）自社の顧客層を踏まえ、新たな市場もしくは顧客層の獲得を図る取組みであること

（３）再申請の場合は、前回の申請日から１年以上を経過し、且つ、前回同様の取組みでないこと

（４）以下に該当する事業ではないこと

・同一内容の事業について、他の助成制度（補助金等）と重複する事業

・本事業の期間内において、成果が見込まれない或いは成果測定が困難である事業

・事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの

４．助成率等

助成率、助成上限額等は下記の通りとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請区分 | 一般型 | グーペ連携型 |
| 助成対象 | 商品・サービスの販路開拓に係る広告宣伝費（原則として、坂井市内で調達できるものは市内事業者を利用すること） |
| 助成率 | 助成対象経費の２/３以内（千円未満切り捨て） |
| 実施期間 | 令和５年４月１日 ～ 令和６年２月末日 |
| 申請回数 | 事業年度内に、１事業者１回まで |
| 助成上限 | ３万円 | ５万円 |
| その他 | 　 | 商工会会員向け無料HP（グーペ）を有する、もしくは新たに作成し、当該HPと他広告媒体とを連携させて広告等を実施する取り組み |
| 予算に達し次第、受付を終了する |

５．助成対象経費

　自社の商品・サービスの広告等を目的とした広告物の作成・配布または広報媒体等を活用するために支払われる経費であって、以下に該当しないものとします。

・通常の営業活動（既存広告物等の修繕・復旧・撤去、既存顧客のみが対象となる広告等、採用活動や企業PR等の商品・サービスの周知を主目的としない広告等など）に係る費用

・本助成事業期間内に配布・公開もしくは掲出されない広告等に係る費用

・金額の積算根拠（明細や単価、数量等）が不明であるもの

・自社内部や関係会社（財務諸表等規則第8条第8項に準ずる）、フランチャイズ本部、オークション等の取引によるもの

・販売や試供・有償レンタルを目的とした商品等の生産、調達に係る費用

・法律（景品表示法、薬機法、医療広告ガイドライン等）の規制を逸脱する広告等

・上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費